○琴浦町産業振興に係る固定資産税の減免措置要綱

平成30年2月26日

訓令第3号

改正 令和元年9月11日訓令第10号 令和2年5月29日訓令第40号

令和3年10月12日訓令第54号

琴浦町産業振興に係る固定資産税の減免措置要綱(平成19年琴浦町訓令第23号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、企業誘致により産業の振興及び雇用の確保を図るため、町内に工場又は事業所(以下「工場等」という。)を新設又は増設する者(以下「法人等」という。)に対し、固定資産税の減免措置(以下「減免措置」という。)を講ずることにより、町勢の拡大を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 減免措置は、次の各号に掲げる要件にいずれも該当する工場等を新設又は増設したものについて適用する。ただし、増設の場合は、増設部分の施設とする。
 - (1) 本町経済の健全な発展と町民生活の福祉向上に寄与すると町長が認めたもの。
 - (2) 固定資産投資額(地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく課税免除、不均一課税及び課税標準の特例(以下「特例措置等」という。)による対象経費を含む。)が3,000万円以上であること。
 - (3) 本町に住民登録を有する新規常用雇用者数(臨時的職員は除く。)が3人以上であること。なお、新規常用雇用者とは、工場等を新設又は増設することに伴い雇い入れられた次に掲げる要件にいずれも該当する者とする。
 - ア 雇用期間の定めのない者
 - イ 雇用保険の被保険者である者
 - ウ 1週間の所要労働時間が30時間以上である者
 - (4) 本町商工会に加入している又は加入すること。
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、新規常用雇用者とみなすものとする。
 - (1) 工場等の新設又は増設以前に新規常用雇用者の要件(以下「雇用者要件」という。)を満たしていなかったが、当該新設又は増設に起因して、雇用者要件を新たに満たした者

- (2) 工場等の新設又は増設以前から法人等の被雇用者であったが、当該新設又は増設に伴い町外から町内に転入した者
- (3) 工場等の新設又は増設後に速やかに業務が稼動することを目的に、当該工場等の完成日から1年前までに雇用された者で、かつ、雇用者要件を満たす者
- 3 土地については、当該土地を取得した日の翌日から起算して2年以内に工場等の新設又は増設に着手していれば、当該工場等の完成後に減免措置対象とする。ただし、減免措置の適用期間は、工場等が減免対象となる期間と同一とする。
- 4 複数年にわたり工場等の新設又は増設が行われる場合は、それぞれの年に完成し、 目的とする用途に供し始めた固定資産について、第1項の減免要件を満たせば、それ ぞれ3年を限度とし、減免措置を適用できるものとする。
- 5 減免措置の算定対象は、特例措置等で軽減を受けた後の残りの課税標準額の全額とする。
- 6 特例措置等の対象資産であることが明らかであるにもかかわらず、申請をしないことにより特例措置等の適用を受けない資産は、減免措置の適用範囲外とする。 (減免税額)
- 第3条 減免税額は、事業開始した工場等に使用される固定資産(土地・家屋・償却資産)に対して新たに賦課された固定資産税の額を限度とする。ただし、年間固定資産税額1,400万円を全額減免の限度とし、これを超える場合は、超えた部分の50%を加えた額を限度とする。
- 2 前項の減免税額は、減免対象資産の課税標準額を合計し、税率を掛けて100円未満 を切り捨てた額とする。

(減免期間)

第4条 減免期間は、新たに賦課された年度から3年を限度とする。

(申請の手続)

- 第5条 減免措置を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、法定納税期限前1 箇月までに産業振興に係る固定資産税減免申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる 書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 工場等の概要を明らかにした書類及び図面
 - (2) 申請者の定款及び登記簿謄本
 - (3) 申請者の決算書類
 - (4) 投下固定資産額を証明する書類(売買契約書、工事請負契約書、領収証等)

- (5) 新規常用雇用者数を証明する書類(従業員名簿、雇用契約書の写し、出勤状況 が分かる書類の写し等)
- (6) 本町商工会に加入したことを証明する書類
- (7) 固定資産税の減免に係る事業等説明書(様式第2号)
- (8) その他町長が必要と認める書類
- 2 第2年度以降の減免申請を行う申請者は、第2条第1項第3号に該当する被雇用者 の総数を証明する書類を町長に提出するものとし、その他の書類は省略できるものと する。ただし、同号に該当する者の総数が初年度を下回った場合、減免措置を適用し ないものとする。

(審査及び決定)

- 第6条 減免措置に係る審査機関は、副町長、総務課長、商工観光課長、企画政策課長 及び税務課長で構成する。
- 2 町長は、前条の申請書を受理したときは、審査機関により、速やかにその申請に係る事項を審査するとともに、減免することが適当と認められるものについては、減免を決定し、産業振興に係る固定資産税減免決定通知書(様式第3号)により申請者に通知しなければならない。

(適用制限及び減免の取消し)

- 第7条 町長は、次の各号に掲げる事由がある場合又はあった場合は、この要綱に定める減免措置は適用しない。
 - (1) 申請事項に嘘偽の記載がある場合
 - (2) 本町の町税等を滞納した場合
 - (3) 法人等の代表者が別法人の代表者で、当該別法人が本町の税を滞納した場合又は法人等の代表者が個人で本町の税を滞納した場合
 - (4) 法人等の事業が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる場合
 - (5) 事業開始した工場等で使用される固定資産が、次のいずれかに該当する場合 ア 新設又は増設した固定資産が償却資産のみの場合
 - イ 事業の譲渡承継により使用する固定資産の場合
 - (6) 事業を休廃止したとき。
 - (7) その他町長が不適当と認めた場合
- 2 町長は、前項に掲げる事由が生じたときは、減免を取り消すことができる。この場合においては、減免された期間についても取り消すことができるものとする。

3 町長は、前項の取消しを行ったときは、減免を受けたものに対し、理由を付してそ の旨を通知しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この訓令は、平成30年2月26日から施行し、平成30年度分の減免措置から適用する。 附 則(令和元年9月11日訓令第10号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の琴浦町産業振興に係る固定資産税の減免措置要綱の規定は、令和2年度分の減免措置から適用し、令和元年度分の減免措置については、なお従前の例による。 附 則(令和2年5月29日訓令第40号)
 - この訓令は、令和2年5月29日から施行し、令和3年度分の減免措置から適用する。 附 則(令和3年10月12日訓令第54号)
 - この訓令は、令和3年10月12日から施行し、令和4年度分の減免措置から適用する。